

様式 4

<p style="text-align: center;">令和 5 年度 第 1 回</p> <p style="text-align: center;">富士見市安全安心なまちづくり防犯推進市民懇談会</p> <p style="text-align: center;">議事録</p>						
日 時	令和 5 年 1 0 月 2 0 日 (金)		開会	午前	1 0 時 0 0 分	
			閉会	午前	1 1 時 0 0 分	
場 所	富士見市役所 2 階 市長公室					
出席者	参加者	藤井	関本	桶田	出谷	小寺
		○	○	○	○	×
		渋谷	小林			
		○	○			
事務局	【協働推進課】佐々木課長・松島主任・田中主任					
公開・非公開	公開 (傍聴者なし)					
懇談事項	(仮称) 富士見市犯罪被害者等支援条例について					
議 事 内 容						
<p>犯罪被害者等への支援について、(仮称) 富士見市犯罪被害者等支援条例の概要 (考え方) も含め事務局より説明を行い、意見を求めた。</p> <p>(事務局) 実際に当事者の声で聞いているものを伺いたい。</p> <p>(参加者) 条例に基づき支援をしてもらい助かった、という声を聞く。犯罪の被害に遭われた方の経済的負担は大きい。例えば、DV の被害に遭われている方などは実家に頼れないなどのケースもある。</p> <p>また、被害者の方は一人になるとどうしても気持ちが内側に向いてしまい、最悪自ら命を絶つケースもある。誰かが寄り添うことで心の支えになることから、病院や裁判等への付き添いも有効である。</p> <p>(参加者) 生活資金等の貸し付けは行わないのか。</p> <p>(事務局) 一次的な相談窓口の充実を第一と考える。</p> <p>資金貸し付けは、中長期的な生活支援と考え、国の犯罪被害者給付金の制度があるため、市で実施する考えは今のところなし。</p>						

市は見舞金により短期的経済負担の軽減を図りたいと考える。

(参加者) 見舞金の予算はどのように想定しているのか。

(事務局) 財政担当とも調整が必要であるが、犯罪の被害数を想定することは難しいと考えているため、予備費で対応したい。

(参加者) 見舞金支給対象者について、どの程度までカバーするかが難しいと考える。被害に遭われてから市民になる、入院されてから亡くなるなどのケースにどのように対応するのか。

(事務局) 見舞金の支給については、規則にて定めるが、他自治体の事例を参照したい。(基本は、国の給付金に準じる。)

(参加者) これまで市では犯罪の被害に遭われた方に対し、どのように対応していたのか。

(事務局) 犯罪被害者という捉え方ではなく、個々の事情により、各窓口、制度では対応していたと考える。

(参加者) 本条例の所管課として協働推進課は適当であるのか。

(事務局) 令和3年4月より防犯に関する事項が当課に移管された。
富士見市安全安心なまちづくり防犯推進計画においても犯罪の被害に遭われた方に対する支援について定めさせていただいている。

(参加者) 在学、在勤者は対象となるのか。

(事務局) 支援の対象者ではあるが、見舞金については規則で別途定める予定

(参加者) 学校の責務について今後条例に明記する予定はあるか。

(事務局) 考えはない。
学校としてもでも子どもたちの事情に合わせたケアをお願いしたい。

(参加者) 現にDV被害により転入した子どもの個人情報漏洩が内容に対応している。場合によってはこちらが想像もしないような手段を使ってくるケースもある。また、学校内の暴力事件については加害者、被害者の両方が校内にいるため、被害者はもちろん加害者の立ち直りを教育的観点で取り組む必要があり、警察等とのネットワークも重要であると考えている。

(事務局) 市でも支援者、関係者相互の顔の見える関係づくりや情報共有は大切であると考えている。
定期的な情報支援をしているところもある。今後そのことも想定しながら進めていきたい。

(参加者) 第2条の定義について、何を基に定めたのか。

(事務局) 犯罪被害者等基本法を基に定めている。

(参加者) 商工会でも犯罪被害者に関する講演会の開催実績があり、事業者の責務ということでの啓発等について、協力できると考える。

(参加者) 見舞金について国や県からの補助などはないのか。

(事務局) 他県では県内市町村に対し、補助を行っている自治体もある。
今後必要に応じて県に要望することもあると考える。

(参加者) 条例施行までのスケジュールは。

(事務局) パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を反映したうえで3月議会に上程し、令和6年4月1日に施行できればと考えている。

(参加者) 市民の責務を定めるものであるため、周知をしっかりと行っていただきたい。

(事務局) 了承した。

市民への周知については、啓発の意味もあり重要であると理解している。

以上